

親族優先提供に対する普及啓発について

【検討状況】

「臓器移植に係る普及啓発に関する作業班」において、親族への優先提供について、施行日までの期日を踏まえ、どのように国民の方々に周知していくかについて検討を行った。

(第一回 10月13日、第二回 12月7日に開催)

【主なご意見】

(1) 親族優先提供の意思表示の方法

- ①できる限り、臓器提供意思登録システムを利用していただければどうか。
- ②ただし、当面の間は、これまで意思表示の方法として用いてきたドナーカード等の余白への記載も可能とする。

(2) 普及啓発を行う手段

①一般の方へ

ホームページ、ポスター、You Tube 厚生労働省チャンネル、定期刊行物などを用いる。

②すでに意思表示を行っている方等へ

臓器提供意思登録システムへ登録を済ませている方や医療従事者の方へは、メールでの連絡や関係学会のご協力のもと学会ホームページへ掲載する等の方法も活用する。

(3) 普及啓発の内容とスケジュール (別紙参照)


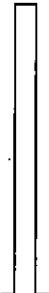
①ガイドライン等の発出前

ポスターなどの媒体を用いて、親族への優先提供の制度が始まること、詳細な情報は厚生労働省及び(社)日本臓器移植ネットワークのホームページに掲載すること等について周知を行う。

②ガイドライン等の発出後

親族への優先提供に関する制度について、詳細な情報を厚生労働省及び(社)日本臓器移植ネットワークのホームページに掲載するとともに、引き続き広報活動を行う。

今後の普及啓発スケジュール

時 期	普及内容	普 及 啓 発 対 象 者		
		一般の方	すでに意思登録をされている方	医療従事者
			システム登録者 レシピエント登録者のご家族	
12月	法改正の概要 周知 	<p>○ 親族優先提供の実施に向けた普及啓発 (社)日本臓器移植ネットワークホームページへの掲載、バナーの配布 厚生労働省動画チャンネル(You Tube)による普及啓発 (検討中) 定期刊行物:厚生労働(12月号) ジャクラビジョン(自動車教習所設置)による普及啓発 既存ポスター用タックシールによる普及啓発</p> <p>○ 改正法全般に関する普及啓発 ポスター掲示(官公庁・医療施設等) 意思表示カード設置箱用ポップによる周知</p>		
省令・ガイドライン改正時	親族の範囲等 優先提供の内容 意思表示の方法等 	<p>メール及び通知による周知</p> <p>ご家族用パンフレット送付</p> <p>都道府県・病院への通知発出</p> <p>厚生労働省ホームページ (社)日本臓器移植ネットワークホームページ 親族優先提供に関する制度の詳細情報をお知らせする ※</p> <p>都道府県コーディネーターに対する研修会 家族承諾書・Co 業務基準書の配布</p>		
親族優先提供に係る施行日 1月17日		<p>定期刊行物:厚生労働 政府公報(テレビ)(検討中)</p>		

※ 省令・ガイドライン改正時に合わせて、(社)日本臓器移植ネットワークホームページからパンフレットのダウンロードを可能とすることとしている。